

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外108名

被告 国

意見陳述書

2016年4月25日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

1 はじめに

約2年半前の2013年9月、石木ダム建設事業について国の事業認定が行われました。しかし、この事業認定すなわち、この石木ダム事業の遂行は到底許されるものではありません。それは、この石木ダム事業が客観的にも不要な事業であり、まったくの税金の無駄遣いであることがすでに明らかであることもそうですが、なによりも、この事業の遂行によりもたらされる被害、この事業によって奪われるものが極めて重大な権利・利益であり、このような事業の遂行は法の認める範疇外のことであって、憲法が認めるはずのないものだからです。

私からは、この点についてお話しいたします。

2 強制収用によっても奪うことが許されない利益

事業認定後約2年半の間に、長崎県はすでに一部の土地について強制収用を行いました。強制収用とは、土地収用制度にのっとり、憲法29条3項に規定されている「公共のため」と判断された事業について、権利者の意思を無視して私有財産を強制的に取得または、強制的に使用する

ることができるという制度です。そして、「公共のため」と言えるか否かの判断は事業認定手続によって行われます。ですので、事業認定を申請するということは、強制収用を実施することが前提となっているはずであり、「公共のため」とは、強制執行によって失われる利益と比較してもなお、事業によって得られる公共の利益が優越すると認められる場合に限られると考えられています。

ですが、土地収用制度が憲法29条3項を根拠に認められていることから明らかなように、強制収用が認められるのは、それが財産権の制限にとどまるからです。財産権以外の権利・利益の強制収用は、そもそも認められていないと考えます。

そして、まさに、石木ダム事業は、こうばるで暮らす13世帯54名の人としての生活を奪い、財産権を超えた権利・利益を強制収用手続によって奪うものであり、強制収用制度が想定していない事態なのです。

3 奪われようとしているもの

石木ダム事業が奪おうとしているもの、本件事業によって失われようとしているものの一端は、原告2名の意見陳述により感じていただけたと思います。本件事業は、こうばるでまさに現在暮らしている彼らが、先祖代々守り続け、未来につなごうとしているこうばるでの生活そのものをすべて水の底に沈め、根こそぎ奪います。これまで連綿と続いてきたこうばる地区の歴史、その家族の歴史が、ある日突然、消滅させられます。そこで奪われる権利・利益は、単に田畑や建造物としての居宅といった経済的利益ではなく、人が人として生きていく権利、まさに人格権の侵害です。そして、こと石木ダム事業は、13世帯54名もの人々の生活、そこで一つの地域社会を消滅させる許されざる事業です。

そのため、石木ダム事業は許されざる権利侵害をもたらすものであり、このような事業の遂行は法の認める範疇外のことなのです。

4 石木ダム事業は未曾有の被害をもたらす事業であること

これまでも、空港建設事業やバイパス事業、道路拡張事業、河川改修事業などで事業認定の告示がなされた事業は多数存在します。そして、少数ではありますが、土地収用が行われた例も存在します。しかし、この石木ダム事業は、それらの事業と同様と考えることはできません。

あきる野市の圏央道予定地の土地収用や東九州道建設事業、さらには成田空港建設事業においても、これまでは、強制収用が行われる前に住民が任意で明け渡したか、せいぜい1軒の民家が強制収用されたにとどまります。東九州道建設事業では、収用されたのはミカン畑でした。

ですが、石木ダム事業は、13世帯54名の住居を強制収用しようとしているのです。このことの重大性・残虐性を、起業者らは理解しているのでしょうか。

その家で生まれ育ち、今の今まで生活をしてきたおじいさん、おばあさんを、家から引きずり出すのでしょうか。自分の部屋にたくさんの宝物を大切に保管している子供たちを、その部屋から引きずり出すのでしょうか。家族を守り、家を守ってきたお父さんも、お母さんも、機動隊らによって引きずり出されるのでしょうか。

そのような光景が、13世帯の家々で繰り広げられるのでしょうか。

そして、それを、日本の社会と憲法は許容するのでしょうか。

昭和26年に土地収用法ができてからこれまで、ただの一度も、社会生活を営んでいる一つの地域を、強制収用という方法によって破壊したことがなかったという事実が、まさにその答えなのだと考えます。

5 さいごに

裁判所には石木ダム事業の見直しを判断していただきたいと考えています。

以上